

平成31年度 陸沢町 住宅リフォーム補助事業のご紹介

町では、町民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を補助します。**(耐震改修工事等と併せて実施することも可能です。)**



申請受付期間		申請書の提出
第1回 申請受付	平成31年5月7日(火)から平成31年5月17日(金)まで。	まちづくり課 事業管理班 (役場 庁舎2階)
第2回 申請受付	平成31年7月1日(月)から平成31年7月12日(金)まで。	午前9時から 午後5時まで ※土日祝日は除く

※申請後、交付決定まで2週間程度かかる場合がありますので、工事施工業者と十分調整のうえ申請ください。

事業に係るQ&A

○補助対象者

- ・町内在住で、住民登録している人
- ・町税等を滞納していない人
- ・補助金の交付は、1住宅につき、1回限り

○補助対象住宅

- ・町内に所有し自ら居住している住宅
- ※マンション等の集合住宅は個人専有部分
- ※店舗等との併用住宅は個人住宅部分
- ※建築基準法に適合している住宅

○補助対象となるリフォーム

- ・町内の施工業者(町内に住所を有する法人又は個人事業主)を利用する、住宅本体に係る機能維持・向上、居住環境の向上のための修繕、模様替え、増改築、減築等の工事
- ・工事金額が20万円以上の工事(消費税は除く)

○補助金額

- ・補助対象となる工事に要する額の20%に相当する額
- ・50万円を限度額となります。

Q1 「申請者」は誰になりますか？

A1 住宅を所有し、お住まい(住民登録がある)になっている方で、リフォームの契約者が申請者となります。

Q2 「町内施工業者」とは？

A2 町内に住所を有する、リフォームを業として営む民間業者です。法人だけでなく、町内にお住まいの大工さんや個人経営の工務店なども含まれます。

Q3 工事が終わっている、もしくは工事中の場合は補助対象となりますか？

A3 対象になりません。申請後、町が補助金の交付決定をしたリフォームのみが対象となります。対象者には町が「補助金交付決定通知書」を郵送しますので、その後、リフォーム工事を始めてください。

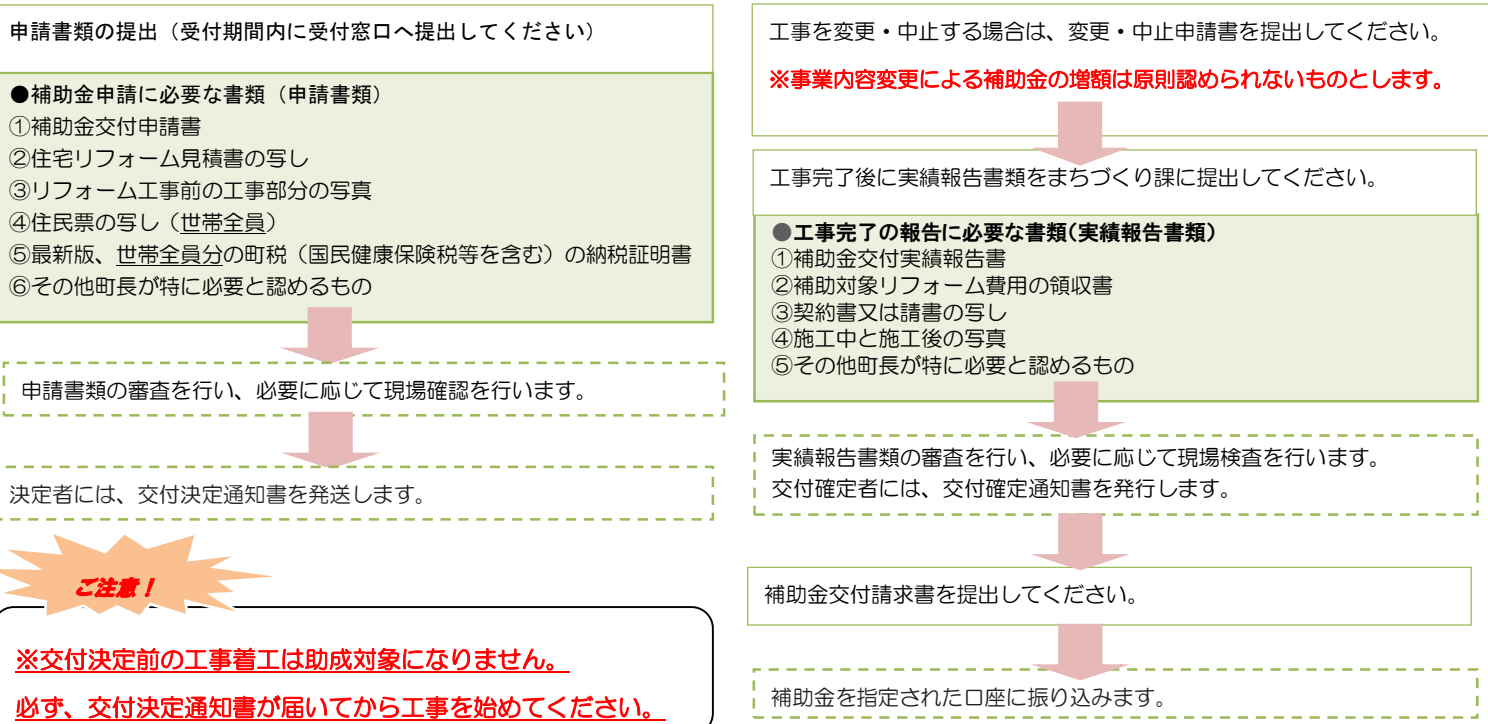
Q4 陸沢町指定の施工業者はありますか？また、紹介してもらえますか？

A4 町では、施工業者の指定や紹介を行っていません。お近くの業者をはじめ、電話帳、インターネット、町内施工業者の組合等にご相談ください。

Q5 抽選は誰が行うのか？

A5 抽選は申請者または申請者から委任された者が出席し、抽選を行ってまいります。日時、会場は申請時にお伝えします。

申請の流れ

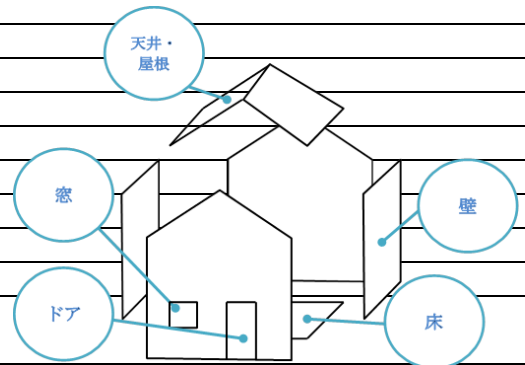


ご注意!

**※交付決定前の工事着工は助成対象になりません。
必ず、交付決定通知書が届いてから工事を始めてください。**

●補助の対象となるリフォーム工事及び補助の対象とならないリフォーム工事一覧

	No	リフォームの内容	備 考
対 象	1	既存住宅の増築、改築、減築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要
	2	浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム	
	3	給排水衛生設備工事	増築、改築、減築工事、その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。宅外配管・配線工事を含む。
	4	給湯設備工事	
	5	換気設備工事	
	6	電気設備工事	
	7	ガス設備工事	
	8	オール電化住宅工事	工場の必要ないIHクッキングヒーターの設置は×。
	9	屋根のふき替え、塗装、防水工事	
	10	外壁の張り替えや塗装工事	軒天井、破風板、鼻隠しを含む。
	11	部屋の間仕切りの新設や変更工事	
	12	床材、内装材、天井材の張り替えや塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。床暖房（ガスや電気式）工事も○。内装工事に伴う室内カーテン・ブラインド等の取り替えや新設は○。（カーテン・ブラインド等のみは×。）
	13	ふすま紙の張り替えや畳の取り替え（表替え、裏返しも含む）	
	14	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
	15	雨どい等の取り替えや修理	
	16	建具・開口部の取り替えや新設工事	手動・電動シャッターも○。建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯フィルム等の取り替えや新設も○。（障子紙の張り替えのみや窓ガラス、網戸、防犯フィルム等のみは×。）
	17	造り付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）	
一 部 対 象	18	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	介護保険居宅介護住宅改修費支給、重度障害者住宅設備改善費助成、高齢者住宅設備改善費助成、住宅改修費給付の制度を利用している部分は×。利用していない部分は○
	19	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）	木造住宅耐震改修工事等補助を利用している部分は×。利用していない部分は○。
	20	防音工事（防音天井、防音壁、防音サッシの改修等）	国の住宅防音工事補助を利用している部分は×。利用していない部分は○。
	21	住宅の解体工事	解体工事のみは×。増築、改築、減築工事、その他リフォームに伴う部分の解体であれば○。ただし、個人住宅吹付けアスベスト対策費補助を利用している部分は×。
対 象 外	22	車庫、物置・倉庫等の工事	
	23	店舗、工場、事務所等のリフォーム	住宅ではないため×。
	24	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
	25	植樹、剪定等の植栽工事	
	26	下水道、合併処理浄化槽工事	
	27	雨水浸透ますの設置工事	
	28	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	
	29	雨水タンク設備の設置工事	
	30	防犯ライト・カメラの設置工事	
	31	電話、インターネット、テレビアンテナ（地上デジタル）の設置・配線工事	
	32	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置	
	33	ガスコンロ、食器洗浄機、オープンレンジ等の取替えや設置	ビルトインタイプも×。ただし、キッチンユニットの取り替えに伴うものは○。
	34	ウォシュレットの取り替えや設置	ただし、便器の取替えに伴うものは○。
	35	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器も×。
	36	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	
	37	ハウスクリーニング、排水管清掃等	
	38	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	
	39	高効率給湯器の設置	上部のNo.4とは異なりますのでご注意ください。



※町では、電話や訪問などによるリフォームや耐震診断などの委託・勧誘は一切行っていません。

お問い合わせ 睦沢町役場 まちづくり課 事業管理班（役場本庁舎2階）
TEL 0475-44-2507
FAX 0475-44-1729

